

第6回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

○事務局

それでは定刻になりましたので、第6回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。私は学校支援課副課長の岩井と申します。よろしくお願いたします。

本日の会議ですが、出席者が委員の半数を超えていますので、開催の定足数を満たしております。また、一般傍聴者はいらっしゃいませんが、報道関係者1名が傍聴されています。

それでは、以降の議事進行は、柳生会長にお願いいたします。

○柳生会長

こんにちは、柳生です。よろしくお願いたします。改めまして本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それではまず、協議に入る前に、会議の公開について諮りたいと思います。本日の会議のうち、次第の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」については、いじめの重大事態と疑われる個別の事案について審議を行う場合、プライバシーに関する事項を取り扱うことがあるため、非公開としたいと思います。賛成の方は、挙手をお願いいたします。

－ 賛成過半数 －

○柳生会長

過半数の賛成が得られましたので、次第の2については非公開といたします。

1 いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項

○柳生会長

それでは、次第の1「いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づく事項」について確認していききたいと思います。

まず、次第の1の(1)「いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について」ですが、これについては、前回まで5回にわたり議論してきました。本日はこれまでの議論のまとめとして、教育委員会からの諮問に対する調査会としての答申について、内容を確認した上、採決を行いたいと思います。

それでは、答申の案について、これまでの我々の議論をまとめたものを配付いたします。初めに、概要について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

－ 事務局から説明 －

○柳生会長

ありがとうございました。それでは、答申案につきまして、感想も含めて御意見等ありましたら、フリートークにしますので、よろしくお願いたします。

○小池委員

最後の7ページの「学校現場にフィードバックする」の所について、この案文をどうこうということではなくて、お願いということで一言申し上げたいと思います。文部科学省の方では、もう既に各地からの調査報告書を踏まえて、およそA4・1ページ程度に1事案をまとめた事例集みたいなものを作っているかと思っています。そういうこともありますので、一般的なものについては、県で重ねて作る必要性は乏しいかなと思います。むしろ、国の作ったものと別個のものということであるならば、A4・ペラ1枚程度に1事案をまとめるというのではなく、もう少し踏み込んだ、地域の実情あるいは各学校の傾向・実情を踏まえた、場合によっては内部資料的なものとして使えるような踏み込んだ内容の、国とは違う別個の存在価値のあるものを作っていたらなと思います。

○柳生会長

ほかにございましたらどうぞ。

○小島委員

社会福祉士の小島です。今までのいろいろな議論の中で、特に未成年のことについて書かれていた所、とてもありがたく思います。それから、今の最後の7ページの「社会的な評価を受けることに加え、いじめ問題について社会全体の理解が深まり、家庭や地域が協力して」という所で、私たち社会福祉士などでは、いろいろ地域とか家庭の親御さんとかそういう形で、啓発活動をやっていく上で、こういういじめ問題のこういうものがちゃんと地域に浸透して、皆さんが理解していけるような、PTAの方々とか、親御さん、お孫さんをお持ちのおじいさんおばあさんなどにも、分かるように使わせていただけたらと思うのですが、そういうものになっているといいなと思います。

○柳生会長

ほかにございましたらどうぞ。遠慮なく、フリートークですから。

○静井委員

いじめを防止するのに大事なのはタイミングかなと思うので、こういうことがみんなでも共有できたらすばらしいものになるかなと思います。

○柳生会長

私が聞いたかったことは、各学校現場へのフィードバックについて、ある程度の予想というか、どんなふうと考えられるのかなということをお話しいただければと思ったのですが。

○事務局

事務局からよろしいでしょうか。いじめの重大事態については、既に1件公表していることもあって、私自身、管理職が集まる会議とか、生徒指導担当者が集まる会議で、特に重大事態について、今後活かすという教訓みたいなことをお話させていただいております。最後の所が出てきた、何らかの分かりやすい資料みたいなものは、やはりそういう所で使っていこうと考えています。様々な研修の場でも、活用できるようにしていければと考えています。やはり、いじめの重大事態というのは、学校の

方も非常に重く捉えているという印象が、その会議等を通じて感じますので、今回こういう形でお示しいただきましたので、それを学校の方には、事あるごとに繰り返し話をしていくことが重要なのだろうと考えています。

○柳生会長

ありがとうございました。関連することでも何でもかまいません。

それでは採決に移ってよろしいでしょうか。案のとおり、教育委員会へ答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

－ 全員挙手 －

○柳生会長

賛成過半数ということで、本件は可決とし、教育委員会へ答申することといたします。

○事務局

事務局から、先ほどの答申につきまして、一言お礼を申し上げたいと思います。本日答申をいただきましたこのテーマにつきましては、昨年度から長い時間をかけて専門的な見地から御審議をいただきましたので、教育委員会としてしっかり受け止めさせていただきたいと考えております。教育長、それから教育委員にも報告をして、この答申を踏まえて対応して参りたいと考えております。

○柳生会長

それでは次に、次第1の(2)「いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について」協議していきたいと思います。

事務局が作成した資料を使用しながら議論していきたいと思いますので、資料について、事務局から説明をお願いします。

－ 事務局から説明 －

○柳生会長

ありがとうございました。今の説明に何か御質問がありましたらお願いします。

今回の論点は、2ページの所にあるものですね。

○事務局

2ページです。その下に参考として、「学校における相談」、それから「総合教育センターにおける相談」、そして「SNSを活用した相談」、それぞれのメリット・デメリットについて整理させていただきました。参考にしていただいで、委員の皆様から様々な視点で御意見をいただければと思っております。

○柳生会長

それでは、この案件につきまして、何かありましたらお願いします。同様にフリートークで協議を進めたいと思いますので、どんどん御意見をお寄せください。

○永田委員

SNSを活用したいじめ相談体制ということ、是非推進していただきたいと感じている次第です。生徒たち、子どもたちの話を聞いていると、現実の人間関係につまずいたお子さんほどSNSに依存していく傾向が強くて、SNSの中には良からぬサイトもたくさんあって、「死にたい」だの「いじめ」などで検索したり、ツイッターでつぶやくだけで、本当に何百、何千の声が寄せられて、その中には、本当にますます死にたい気持ちにさせていってしまうようなサイトもたくさんある中で、こういう神奈川の教育委員会がバックアップしてくれている相談の窓口があるということ、子どもたちが知って、それを利用していくことが、生徒たちにとってはとても重要かと感じています。よろしくお願いします。

○柳生会長

質問なのですが、相談に当たった方々というのは、全心連の方々でやっていたのですか。

○事務局

そうです。プロフェッショナル心理カウンセラー、あるいは心理カウンセラーという資格をお持ちの方です。

○佐藤委員

私も、子どもの心が弱っているときに気軽に相談できるものとして、SNSによる相談体制を整えていくことは、すごく大事なのではないかなと思っています。今回実際に行ったのは、2週間とか4週間ということで、期限を区切ってやっているということですが、子どもの側からすれば、何日から何日と覚えるだけでも大変だと思うのですが、それでもこれだけの相談が来たということは、多分それなりに需要があるのではないかなというふうに思います。これから制度を整えていく上で、相談できる時間帯をどうするかということも、結構課題かなというふうに思っています。やはり、心が弱っている子どもたちは、夜一人で家にいる時に、誰かに相談したい。ネット、スマホとかをいじくって余計暗い気持ちになるということがあると思うので、今回は21時までで切っているのですけれど、今後、時間を拡大していくことも大事なかなと思います。そのためには、誰がそれを担っていくのか、何人ぐらい体制を整えていくのか、コストの面も考えながら検討していかないといけないかなと思います。できる限り広い時間帯、なるべく遅い時間帯まで人数をそろえてやれる体制を整えていった方がいいのではないかなと思っています。

○柳生会長

ほかにございましたら。

○大谷委員

まず、選択肢が広がるという意味では、SNS相談については非常に有効かなと感じましたので、選択肢を一つ広げるという意味では、やる必要があると思いました。その上で事務局にいくつか質問なのですが、まず一つは、5万8千人にカードを渡した中で、669人の方が登録した。要は1パーセントのみが登録したという部分について、どのように考えているのか。その上で、相談件数について183件、600件を想定していた中でかなり低かったというところで、実際0.02パーセントしかアクセスがなかったという部分については、どのような有効性を感じたのか。二つ目としては、佐

藤先生が言われたように、やはり時間帯の問題として、今の子どもたちは塾や部活動で非常に忙しく、一方で独りぼっちになることが非常に不安なので、協調するわけです。そうすると、協調している時間というのはこの時間帯が多くなる中で、その先の21時以降というのは、塾が終わり一人で家で過ごす時間帯が増えてくるということを見ると、時間帯の見直しという部分については、必要かなと感じました。2回目の4週間のときには、1時間遅くして18時からというのは、多分17時から18時の時間にあまりアクセスがなかったということから変更されたのだと思いますので、そういった実施した上で、評価をしながらやっていく必要があるかと思いました。あと、3点目としては、SNS相談はきっかけづくりとしては非常に良いかと思うのですが、直接的な問題解決にどうつなげるかという点、結果的には直接的な支援がどのような形でできてくるかにつながると思うのです。そういった場合に、今回2ページ目の「学校における相談」のデメリットの一つとしては、学校の先生はとても忙しくて余裕がないという部分もあるのかなと思いましたので、やはり一つ一つの事業がどう点や線につながって、面で拾っていくかということ考えた場合には、現場の支援という部分についても、さらに考えていかなければならないと思います。職能団体としては、年々SSWも増やしていただいている中で、人手的には少しずつ手当はされていっているという実感はありますが、それがどう現実に関わり合っているかということについては、議論の余地があるかなと思った次第です。

○柳生会長

よろしいでしょうか。あとで答えますか、それとも今答えますか。

○事務局

よろしければ今お答えします。まず、5万8千人で699人が登録、それから183件という相談件数の受け止めですが、先に実施した長野県の応答率がかなり低かったので、同じようにやって、せっかく相談してきてくれたにもかかわらずつながらないという状況だけは避けたいと思っていました。そこで、長野県を参考に、やや余裕のある体制を組んだのですが、そこが問題だったのかなというふうに考えています。今年度の実施結果を申し上げるわけにはいかないのですが、今年度はそこら辺を工夫して少しやり方は変えましたので、いろいろなことをやってみる必要があるのかなと、捉えとしてはそういう形です。そこが先ほどの課題として、キャパシティがどこまで耐えられるか、答えられるかという見極めが課題だろうと挙げたところであります。それと、時間帯の問題なのですが、これがなかなか教育委員会としては苦しいところがありまして、やはり、スマホのヘビーユーザーというか、スマホ依存、SNS依存、というような子どもたちもいるのかなと思うのです。そこを踏まえると、長時間対応する窓口を設定するのがいいのかどうか、その辺を是非御議論いただきたいところです。私ども教育的な見地から言うと、やはり常時対応するという点、これは当然必要なのですが、例えば何時から何時という時間があって、その時間を待つということも、自分の中である程度抱えるためには必要なのではないかと、そういうことも考えたりしているところです。それもあって、今年度は3時間ということで、期間を長くして対応したという背景があります。それと、直接的に現場の支援に実際どう結びつけるかという話ですが、このSNS相談は、手軽に相談できるということもあって、相談内容としては非常に軽いという点、例えば、大人だったらこんなことは多分相談しないなみたいな相談が多かった状況です。深刻なものが0だったかということ、そんなことはないのですが、先ほど申し上げたように、誰かに相談するという経験を積み

重ねることによって、将来危機的な状況に追い込まれたときに、ちゃんと相談をすることができる、そういったことが、このSNS相談で求められることではないか、このSNS相談で、子どもたちも本当に解決してほしいとまで思っている内容かどうかというのが、ログを見てみると、感じたりするところもありました。

○柳生会長

ありがとうございます。いろいろな意味で大事なことですね。ほかにありましたらお願いします。

○小島委員

質問なのですが、QRコードを記載したカードの配付というのは、どのような配付の仕方をしたのですか。

○事務局

ちょうどこれくらいの大きさのカードに、QRコードを刷り込んだもので、いじめ相談をやりますよ、期間はこうですよというのを生徒個人個人に配るということで、それを学校が始まった初日に配ってくださいというお願いを、今年度はやりました。本当は、これを、ポスターみたいなもので貼っておけば、生徒さんが自分でアクセスするのかなということもあるのですが、そういうことをやること自体が他人の目を気にするだろうし、もっと言うと、全く生徒とは関係ない者も、そのQRコードを読み込んで相談してくる可能性も排除できないので、これは個々の生徒44万枚プリントしてお渡しすることにはなるのですが、そういうことが必要だろうというふうに思っています。

○小島委員

例えば、県のホームページなどに出すとかは。

○事務局

それをやると、なりすましになった大人が相談してきて、荒らすのではないかとということも排除できないと考えました。

○佐藤委員

先ほどのお話で、相談時間とスマホ依存の話が出たと思うのですが、いじめを受けたり何か悩んだりしていて苦しい子たちは、確かに依存は良くないのですが、スマホが手にあって、夜中でも心のよりどころにして、誰かに助けを求めて連絡したくなることもあるのではと思いますので、スマホ依存対策というのは絶対やるべきことなのですが、相談窓口を広げていくという観点からすると、相談時間を区切ることによってスマホ依存対策につなげていくというのも、少し無理があるのかなという印象を持ちました。

○柳生会長

ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

○大滝委員

精神科医の大滝です。この問題は非常に難しく、まだSNSのメリット・デメリット

ットを私達も十分理解していないので、良いとも悪いともなかなか言えないのですが、一般論としては、セーフティーネットがいっぱい広がるのは良いことですし、私は今、神奈川県の子自殺対策会議の座長をしているのですが、そこでも、若者の自殺が非常に深刻である、15歳から39歳の死亡の1番の原因は自殺であるということで、特に若年者の自殺を防ぐためには、何らかの形で若者の気持ちに届くような手段が必要であろうと。その中で、SNSがやはり1番重要な一つの要素だろうということまでは、共通認識があるのですが、この問題の持つメリット・デメリットがよく見えなくて、ごく最近でも、拡散希望というようなことを、ある人が根拠もなしに自分のSNSに載せたために、非常に大変な迷惑が起きているという出来事があって、本当に根本的なところでのルールというかモラルというか、最低限の決まりがない状態だというふうに思っています。ですから、ここからは私もまとまらないところなのですが、こういう一つでも、いろいろな人に届く手段を広げていくのは良いことだと私も思いますけれども、広げていき方は、やはりかなり慎重でないといけないというふうに思っています。スマホ依存との問題で言うと、私の印象では、学校に行っている子どもたちも、結構夜中ずっとスマホをやっていて、結果的に日常生活にも支障があって、非常にマイナスの面、特にオンラインゲームなんかにはまってしまったら大変なことになるとというのが現実だと思うのです。でも一方で、そんな中で学校に行けなくなった子どもたちが何にすがるかという、やはり最後はSNSだったり、ネットだったりするということで、それはもう依存というよりは最後のライフラインみたいなところもあるので、このSNS問題一つとっても、良いも悪いもなく、すごくいろいろな良い面も悪い面もあると思うので、僕は積極的にこれをしていくことに異存はないのですが、もう少しルールがちゃんとして、どこかで社会的なコンセンサスを得られない間に走っていくと、なかなか危険なものがあるのではないかなと。漠然としていて曖昧な言い方になるのですが、だから、先ほどの子どもたちにしか配らなかったとか、外に貼らなかったというのは、すごくいい一つの節度のあり方だと思うので、今後どんどん広げていってくださいと言いながら、やはりそういった節度を持った広げ方をしていかないと、大変恐ろしいことになるかなと思います。私の話が今日まとまらないのは、私がまとまらないというよりも、この状況が非常にまとまらなくて、この問題は非常に単純に、シンプルに一つの面で考えていくと危険だというのが、是非言いたいことなのです。

○柳生会長

ありがとうございます。ほかにありますか。

○上田委員

この取組はすばらしいなと思いました。それで印象なのですが、2週間後のアンケートで満足度が高いというのは、なるほどなと実は思ったのです。だから、6割ぐらいがまた相談したいと言っているのは、かなり満足度が高いと見ていいかなと思います。いじめ、非常に外傷的なトラウマティックなことになるかと思うのですが、おそらく、実際にかかなり深刻ないじめを受けている子は、語れない場合が多いと思うのです。だけれども、多分SNSでやると、そこが少し緩和されるのと、本当に語れない子は多分書いてこないと思うので、ある意味で、やはり限局的な層を扱っているのかなという気がしました。それは未然防止というか、次につながるチャンネルということでは、非常に取組としては良いのかなと思いました。それ以上に、我々がターゲットとしたい非常に深刻になっている、非常に外傷的な度合いが

強い子というのは、語ることも辛いので、ここに載せられることはできないだろうという推測は非常に重要なのかなと思います。語るということ自体が暴露的になるので、そこに向かうということは、子どもたちにとっては非常に大変なので、やはりある程度の層をターゲットにしている、それには非常に効果があるという結果の解釈になるのかなというふうには思いました。感想です。

○柳生会長

ほかにありますか。お伺いしたいのですが、相談件数で「いじめの態様」と書いてあるのですが、これは、SNS相談でどのような結果を得ようとしていたのかというものが、あらかじめあるのですか。例えば、調査の目的、調査の妥当性と信頼性をここで確保するんだというものがあれば、説明は早いのですが、今聞いている限りにおいては、全体の1パーセントぐらいの子の中の数パーセントの子が答えた、だから効果あったと、それは当たり前のことで、そうでない90何パーセントの人からすると「それはどうなの」、「子どもたちにそういうことを開示すること自体に長期的な問題はないのか」という人たちもいると思うのです。そういう人たちは、クレームとして電話なんかしてきません。だから、その辺の所をきちんと説明できるのかなというのがすごく気になったのです。

○事務局

当初相談してきてくれた時に、アンケート調査をやります、よかったらアンケートに答えてください、これは統計上の処理をしますというようなアナウンスはしております。ただ、あまり事細かにどういう事例があったということについては、当然のことながら、個人情報の最たるものでありますから、そこは出さないようにはしています。

○柳生会長

教育相談でやっている相談内容と被っていませんか。「いじめ」という認識で子どもたちはやっていますか。

○事務局

「いじめ相談@かながわ」ということで、「いじめ」という言葉を使っているのは、国のいじめ防止対策協議会の方で当初議論がなされて、いじめ対応としてSNSは有効ではないかというようなこともあって、それで私どもの方でいじめ相談というふうにはしているのですが、実際蓋を開けてみると、やはりいじめ以外の相談もあるし、もちろんいじめ以外でも相談をしてくださいというアナウンスはしている状況です。ただ、一般的なよろず相談としての対応が必要かということ、確かにそういった側面があると思います。

○柳生会長

やはり慎重にやらないといけないかなという感じはします。答えた母数からすると、全体のごく一部に過ぎない。これを取り上げて一般論としているのは、少し問題かなと私は思いました。

○小池委員

数字的な直感的なところでお聞きしたいのですが、結局パーセンテージで言えば、

1万分の3ぐらいになりますよね。時間的に言えば、44万人に対して、4週間・3時間で1万分の3ということは、こういう数字の操作でいいのかどうか分かりませんが、千人の学校で40週間の間に3人こういうタイプの相談があるというのは、今の学校現場の状況として、多いですか少ないですか。

○事務局

校種にもよるかと思いますが、おそらく、高校に関して言うと、そんなにはないのかなという印象です。やはり中学生だと、そこそこあるのかもしれないなという感じです。瀬高委員いかがですか。

○瀬高委員

もう一度、今の数字の主眼というか、先生がお尋ねになりたいことを教えていただけますか。

○小池委員

要は、44万人の母集団で、4週間・3時間で、131人の相談ということで。

○事務局

5万8千人で。

○小池委員

ごめんなさい、5万8千人というのはどこから出てくる数字ですか。

○事務局

平成30年度は5万8千人で。

○小池委員

済みません、44万人ではなく5万8千人でしたね。計算が違っていました。

○事務局

ただ、母数の割には相談件数が少ないというのは、言える話かなというふうに思っています。

○佐藤委員

そうすると、「24時間子どもSOSダイヤル」などの電話相談と比較したときに、SNS相談の数というのはどんな感じなのでしょうか。

○事務局

同じ期間だけ切り取ると、SNS相談の方が多いです。生徒本人からの電話相談と比べると、例えば、同じ2週間とか4週間で見ただけの場合には、SNS相談の方が多いのですが、ただこれはスポットでやっている話なので、それを年間に平準化した場合どうなるかというのは分かりません。

○佐藤委員

やはりスポットだと、スポットだからこそそこに集中するという考え方もできま

すし、常設されると、その方がいつでも気軽に相談できるんだと子どもが考えて、もしかしたら相談数が増えるかもしれない、その辺は全く分からないですよ。

○上田委員

普段相談を受けている立場で言うと、相談室に来るというのは、逆に言うと、先生方から事例化するというか、相談行った方がいいよと言われて来ていることがあって、そうすると週1回行けば、その1日の中で一人ぐらいいじめのことを言うということはあると思います。だけど、自分で相談室にお願いしますと来る子は、1年間で一人か二人くらいしかいないような気がします。そのことズバリで来るといふ子は。だから、そんなに悪い数字では、その自然生起の確率に対して、自発頻度としては悪くない感じを、印象として私は持っていますが、そこら辺どうなのかという感じはします。

○小池委員

済みません。計算し直しました。5万8千人分の131人と見ると0.2パーセントだから、千人の学校でたとえと二人、ということは、4週間で3時間だから、千人の学校で、放課後の時間1か月で二人この手の相談があるかどうかぐらいの感覚、というのが多いのか少ないのか。私には分からないのですが。

○瀬高委員

そういう趣旨ですね。必ずしも少ないとは言えないのではないかと思います。なぜ私が聞き直したかということ、先生の今までの御発言を聞いていると、ここで効率性のことを論じられるということは思っていなかったのですが、もし先生のお考えではなくて、一つの議論の線として、果たして効率的な方法なのだろうかということを一通り考えておいた方がいいな、というような意図で御意見をおっしゃっているのかなというふうに承ったもので、尋ね直してしまい申し訳ございません。もう一度申し上げますと、そのぐらいの数は、あると思います。学校現場でも、決して少ないとは言いきれません。しゃべり出したついでに申し上げますと、効率ということが今後論じられるようなことになれば、先ほど来、大滝先生がおっしゃっているように、セーフティーネットである以上は、あまり効率性は論じないで、まずはあるということが大切なのかなというふうに思っております。ただ、ありようの問題であって、かなりこれを掘り下げてやっていくと、果たして教育委員会がやることなのだろうかというような素朴な疑問にもぶち当たってしまうところでもありますし、本当に大滝先生がおっしゃったようにメリット・デメリット様々な要素がありますので、今のこのやり方というのは、ある意味妥当なところなのかなと感覚的には思います。今の学校現場でどうしているかと申しますと、まず、この観点に関しては全くおっしゃるとおりで、多様な相談のセーフティーネットが必要ではないかと言われればそのとおりであって、今後の相談体制、メリット・デメリットを勘案して、とにかくセーフティーネットだとか選択肢は多い方がいいと思います。現場の指導はどういうふうに向かっているかということ、SOSを出せる、発信できるという、「もう辛いんだ」「ダメなんだ」「苦しいんだ」と言い出せることを教えること、それが言える人間になろうというのが、一つの今の高校でのあり様です。ですので、私なども呼びかけているのは、泣いちゃったり、学校休んじゃったり、倒れても全然それは恥ずかしいことではなくて、要はそのあとにもう1回しっかり立ち上がって歩き出すことの方が大切なんだからというようなスタンスで、大体学校

現場はそういう方向に向いてるのかなというふうに思っております。その点に関して選択肢が様々あるということは良いですし、ただ、このSNSの利用のことに限って言えば、ここで解決されるものは解決されていいと思うのですが、重要なのは、先ほど大谷委員もおっしゃっていたのですが、それを実体的な支援であるとか、サポートにどうやって具体的につなげていくかということが1番肝心なので、大勢のお子さんを預かる立場としては、そこでしっかり示してほしいのは選択肢のかなというふうに思います。これは年齢が下がれば下がるほど選択肢というのはある意味狭いですし、抽象的になってしまうので、そこは分かりかねる部分がありますが、少なくとも高校生ということを考えますと、一定の判断はできるので、そのレベルになったら、こういう相談を試みようとか、こういう方法でアプローチしてみたらどうだろう、そんなことを具体的に示してあげる最初の入口としてSNSはすごく効果的だと思っていますし、私は相談の入門編、初心者コースなのかな、相談をしたことのない子たちが、これで相談をする、人にSOSを発信するという最初のハードルを越えてくれれば、次に進んでいけるのかなというふうに感じております。ですので、私は全面的にこれに賛成ですし、ある程度の枠組みの中で、しっかりと取り組んでいくべきことだろうなというふうに思います。

○大滝委員

せっかく瀬高委員が私の名前を出していただいたので、私も感想的なことをいくつか言いたいと思います。先ほど申し上げたように、自殺対策の仕事をしていて、やはり1番そこは悩ましいところです。どれくらいこの事業が有効性があるかということで、自殺対策で言うと、一般的に言われているのは、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチ。ハイリスクの1番危険な人にアプローチをするというのが有効だと言われています。でも同時に、一般の人に広く啓蒙活動していくというのも、そういう人がハイリスクになる可能性もあることを考えると、両方有効性があるというふうに言われています。現実的にはハイリスクの方をメインにししながら、いかにその啓蒙活動のゲートキーパーを作っていくかというような話をしていくのが、自殺対策の場合の基本的な考え方だと思います。その有効性について考えるとすれば、1番分かりやすいのは、これはアンケート調査だと思います。全生徒さんにアンケートをする。でも、現実的にはそれを今できるかどうか、それから、それだけのアンケートをした時の何かメリットがあるのかどうかと考えると、すぐには難しいと思います。ただ生徒さんにすごく広くアンケートをする際に、このSNSのことをどこかで触れて聞いていくということは一つの方法で、有効性があるかないかという話についても、そういうところで少し分かるのではないかと思います。それから、そんな中でも、多彩なセーフティーネットが必要で、特に選択肢が多い方が良いというのは、先ほども言いましたけど、そう思ってますし、特に教育委員会がやるSNSが、そういうセーフティーネットの一つを作っていくという可能性は極めて高いと思いますので、SNSの1番の問題点は無責任性、いろいろな要素がありますが、その中でも、とにかく、誰が何のために言っているか分からないというところがあるので、そこに裏書きが入る、教育委員会ということがそこに入って信頼性が高まるということは、SNSの1番の問題点である危険であるという部分が随分担保・減少されて、良いことだと私は思っています。それから、今日は話がまとまらないのですか、先ほどのSOSを出せるという話について言うと、大事なものは二つあって、やはり小さいときから培ってきた基本的な信頼感覚、自分の中の自信みたいなものがあるというお子さんでないと、なかなかS

OSを人に出すことは難しいと思います。もう一つSOSを出す際に大事なことは、それを聞いた大人がきちんと受け止めるということが出来るかどうか。SOSを出したら、「お前そんなことをくよくよするな」とか「お前の気にし過ぎだ」とか、そんなことがあるといけないので、やはりきちんとした大人がちゃんと受け止めるという意味では、学校場面とそれ以外のSNSを通じたほかの信頼できる大人といういくつかの選択肢があるということはとても大事なことなので、先ほどのSOSという視点から言っても、これは良いことが結構多いと思うので、私はすごく大賛成と諸手を挙げてはいませんが、相当使い方によっては良い方法ではないかと思っています。

○柳生会長

SOSというと、直近ではないですが、以前のアンケートで、生徒からSOSを出していたと。しかし、それについて担任も学校もスルーしてしまったという例がありました。ということになると、しっかりやったアンケートですが、なかなかその次のアセスメントの入口にもならなかったということは我々が経験していることだと思うのです。だから、私も諸手を挙げて賛成というのは、何かほかにもやることがあるのではないかと思っております。

どうでしょうか。結構議論が沸騰していますが。

○事務局

事務局から御提案ということによろしいでしょうか。場合によってはもう1回ぐらいとも思うのですが、ひとまず、今日いただいた御意見をなるべく答申の形になるように事務局の方で案を作らせていただいて、それを基に、またメール等で御意見をいただいて、最終的なものにしていくということができれば、その方がよろしいのかなという気もするのですか、いかがでしょうか。

○柳生会長

趣旨はよく分かります。私の個人的な意見かもしれませんが、私たちはやっているんだということだけのためにやるのではなくて、本当に悩んでいる子どもたちの入口になっているかということも検証しながら、答申の案を考えていただければと考えております。とにかく、何か言われたら、私たちやっていますよと言ったけれど、結局いじめは減らないという結論になるのだったら、やはり効率性ということは考えなくちゃいけない。大きな問題だと思います。

このテーマについては、採決しますか。

○事務局

今回は採決ではなくて、また次回協議をするか、それとも事務局の方で答申案の作成をしいかどうかということですか。

○柳生会長

答申案の素案を事務局の方で練ってもらい、それについて我々メール等で意見を言わせていただくということで、皆さんよろしいですか。

— 異議なし —

○柳生会長

それでは次に、次第の2「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項」に移りたいと思いますが、以降の会議はプライバシーに関する情報を取り扱うことがありますので、ここからは非公開とさせていただきます。

○事務局

それでは、以降は非公開となりますので、恐れ入りますが、傍聴人の方は御退室いただきますようお願いいたします。

— 傍聴人退室 —

2 いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく事項

— 非公開 —

○柳生会長

何か御意見はございますか。なければ、本日の議事は以上で終了いたします。最後に事務局からお願いいたします。

○事務局

会長ありがとうございました。次回の日程ですが、来年の1月後半から3月までの間で開催したいと考えております。近くなりましたら日程調整をお願いいたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で第6回神奈川県いじめ防止対策調査会の日程は終了となります。本日はどうもありがとうございました。